

出雲市農業委員会（第1期）第33回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和2年(2020)3月25日(水) 午後1時30分～午後4時

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(23名)

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則
原 孝治	津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和
久野 晴見	塩野 一男	持田 守夫	小村 伸治	遊木 龍治
河原 基	佐藤 さゆみ	若槻 博美	勝田 茂	高橋 忠男
板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄		

4 欠席委員(1名)

落合 光啓

5 提出議題

(1) 報告事項

報第100号 会長専決処分の報告

報第101号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第102号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第103号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人について

(2) 議案審議

議第228号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第229号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第230号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第231号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第232号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第233号 非農地証明について

議第234号 農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について

議第235号 所有者等を確知できない農地の告示について

議第236号 農地利用最適化推進委員の募集に係る区域及び人数について

議第237号 特定農地貸付けの承認について

会長あいさつ

6 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。

署名委員に議席番号20番の勝田茂委員と21番の高橋忠男委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第100号会長専決処分の報告、報第101号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第102号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第103号農地法第6条の規定による農地所有適格法人について、一括して報告します。

議長 報第100号会長専決処分について、報告いたします。

先ず、第32回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条8件及び農地法第5条25件については、3月10日開催の島根県農業会議第48回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。今回の案件については、出雲農業振興地域整備計画の変更等の決定後に許可決定する予定です。

また、第32回総会で承認した案件で所有者死亡のため許可保留としておりました農地法第5条1件について、相続手続きが完了し、相続を証する書類が提出されたことから、2月28日付けで許可決定しております。

次に、第31回総会で農地法第5条の買受適格証明の承認を行った内1件に、売渡決定がされました。この決定に基づき、農地法第5条の申請があり、内容に変更がないことを確認し、3月2日付けで許可を決定しております。

次に、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要で、開発行為の許可と合わせて許可した案件、第30回及び第32回の農地法第5条各1件ずつの計2件については3月16日付けで許可決定しております。

以上、報告いたします。

議長 続いて、報第101号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

西村主任 報第101号について、ご説明いたします。

報告資料の1～3ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引

渡しの期限前の6か月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は、受付番号154～170番の17件の通知がありました。内訳としては、貸人の都合によるものが1件、借人の都合によるものが1件、耕作者変更が5件、農地法3条申請のためが2件、農地転用申請のためが2件、中間管理事業への変更のためが4件、市民農園のためが2件となっております。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6か月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上、報告いたします。

議長 続いて、報第102号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

吉川主任 報第102号について、ご説明いたします。

報告資料の4～11ページをご覧ください。

農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。

この届出の先月受付分は、受付番号199～209番までの11件でした。

権利の取得事由は、11件全てが「相続」によるものでした。

市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。

受付番号207番については、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談しています。

なお、(農地法関係事務処理要領の第3の3、留意事項にかかる)本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、3月3日付けで通知を出しております。

以上、報告いたします。

議長 続いて、報第103号農地法第6条の規定による農地所有適格法人について、事務局から報告をお願いします。

常松局長 報第103号について、ご説明いたします。

報告資料の12～13ページをご覧ください。

農地法第6条の規定による農地所有適格法人については、一定程度の要件を満たしますと、農地を取得または借入し、農業経営ができることができることとなっております。現在、出雲市内にはこれらの法人がおられるとの報

告をさせていただきます。それぞれの地区には、出雲 27、平田 21、佐田 6、多伎 2、大社 3、斐川 44 の法人がおられまして、○印が付いている法人が新規でございます。合計 103 の法人が存在しておりまして、いずれも要件を満たしており、農地を所有または借入し、農業経営をしております。

以上、報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

議 長 それでは、これより議案の審議を行います。
議第 228 号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
農業振興課佐藤係長から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第 228 号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。
説明に先立ち、一つご報告いたします。
今回、円滑化事業分が 0 件となっています。これは、令和元年 5 月 24 日に公布された「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が、来月、4 月 1 日から施行されるのに伴い、関係法令が整理され、円滑化事業による利用権設定が廃止されるためです。そのため、今後、利用権の締結方法は、相対方式と中間管理方式の 2 通りとなりますことをご承知おきください。

それでは、3 月 31 日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。

お手元の農用地利用集積計画の 2 ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2 ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、139 筆、190,999.00㎡、うち新規の設定が 77 筆、109,509.00㎡、再設定が 62 筆、81,490.00㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2 ページの右上の表の合計①欄で、39 筆、56,983㎡です。円滑化事業分は、3 ページの左上の表ですが、先ほど

申しましたように0件です。中間管理事業分は、3ページの右上の表の合計①欄、100筆、134, 016㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、178筆、202, 881. 00㎡、うち新規の設定が72筆、88, 375. 00㎡、再設定が106筆、114, 506. 00㎡です。

この内訳は、相対分が、2ページ右下の表の合計②欄、31筆、32, 810㎡です。円滑化事業分は0件、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、147筆、170, 071㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。317筆、393, 880. 00㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

31ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び32ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業の農地売買等事業により、農地保有合理化法人である「しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。

今月の所有権移転の合計は、6筆、16, 247㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、2月25日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 それでは、議題となっています議第228号のうち、2件が農業委員関与案件となります。そのうち、議席番号5番恩村光則委員の関与案件が、8ページの受付番号1100-250番の1件、議席番号10番佐藤始委員の関与案件が、9ページの受付番号1100-251番の1件、以上となります。

それでは、最初に議席番号５番恩村光則委員の関与案件１件を先議案件といたします。

農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議席番号５番恩村光則委員が除斥となります。

(恩村光則委員 退室)

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見はないものと認めます。そういたしますと、議第２２８号のうち、議席番号５番恩村光則委員の関与案件１件の先議案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議席番号５番恩村光則委員の関与案件１件の先議案件を承認します。ここで議席番号５番恩村光則委員の除斥を解除いたします。

(恩村光則委員 入室)

議 長 続きまして、最初に議席番号１０番佐藤始委員の関与案件１件を先議案件といたします。

農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、１０番佐藤始委員が除斥となります。

(佐藤始委員 退室)

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見はないものと認めます。そういたしますと、議第２２８号のうち、議席番号１０番佐藤始委員の関与案件１件の先議案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議席番号１０番佐藤始委員の関与案件１件の先議案件を承認します。ここで議席番号１０番佐藤始委員の除斥を解除いたします。

(佐藤始委員 入室)

議 長 続きます、議第228号のうち、先ほどの先議案件2件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第228号のうち、先議案件2件を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第228号のうち、先議案件2件を除くすべての案件について承認します。

議 長 次に、議第229号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 議第229号について、ご説明いたします。
第33回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が10件ありました。

個別の事案について、ご説明いたします。2～4ページをご覧ください。
受付番号146番です。譲渡人は労力不足のため、隣接宅地に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が菊の花を栽培される計画です。

受付番号147番です。こちらは親子間の贈与になります。所有権移転後は、同居する息子がこれまでと同様、水稻や野菜を栽培される計画です。

受付番号148番です。譲渡人は労力不足のため、近隣に居住し、以前から申請地で水稻を栽培してきた受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がこれまでと同様に水稻を栽培される計画です。

受付番号149番です。譲渡人は、高齢による労力不足のため、市内でさつまいもを栽培しており、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がさつまいもを栽培される計画です。

受付番号150～153番までは、譲渡人が同じですので、併せてご説明いたします。譲渡人は、いずれも農業経営を縮小するため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が栗を栽培される計画です。

受付番号154番です。譲渡人は農業経営を縮小するため、隣接の農地所有者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が

隣接地と一体的に水稻を栽培される計画です。

受付番号155番です。譲渡人は市外在住による耕作不便のため、隣接宅地に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員がビニールハウスを設置して稲の苗を栽培される計画です。

以上、受付番号146～155番については、5～6ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号14番の持田です。150～153番について質問です。譲受人の耕作面積が0㎡とのことですが、新規就農で栗を栽培されるということでしょうか

吉川主任 そのとおりです。

持田委員 わかりました。

議 長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、それでは、議第229号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第229号を承認いたします。

議 長 次に、議第230号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 議第230号について、ご説明いたします。
議案書は、7～8ページ、説明資料は、1～3ページ、参考資料は、1～22ページです。
今月は12件の申請がありました。このうち、説明基準に該当する案件は、1件です。

また、4月の常設審議委員会には、○印の2件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。議案書7ページの受付番号86番についてご説明いたします。事後案件です。

説明資料の1ページをご覧ください。転用場所は陸上自衛隊出雲駐屯地から東へ直線距離で約1kmのところにあります。畑3筆です。詳細な位置につきましては、2ページの案内図でご確認ください。転用目的は、一般住宅です。面積については、転用面積・事業面積がともに260.16㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の地域になります。農地区分は第1種農地です。土地利用計画との調整については、昨年2月に申請地の農用地区域からの除外申し出があり、令和元年9月30日除外決定済みです。許可該当条項は、施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画について説明します。申請地については、農地の中に住宅が点在する場所にある農地ですが、申請者は昭和42年ごろから宅地として利用してきたものであり、本件は事後案件となります。居宅、納屋及び車庫等、敷地のほぼ全域が該当になります。資金計画につきましては事後案件のため、今後整備に関する支出はありません。

なお、このほか事後案件が10件ございます。

受付番号88番の案件は、昭和54年頃からの利用で、集会所の駐車場及び集会所物置の屋根の一部がかかっています。

受付番号89番の案件は、平成5年頃から駐車場及び車庫兼農具小屋として利用してきたものです。

受付番号90番の案件は、平成8年頃から農業格納庫、育苗ハウス、資材置場に利用してきたものです。

受付番号93番の案件は、平成5年頃から宅地として利用してきたものです。

受付番号95番の案件は、平成22年頃から宅地として利用してきたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今回申請のありました12案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

佐藤委員 議席番号18番の佐藤です。95番について質問です。宅地拡張とのことですが、平面図によると申請地の間に公衆用道路が少しかかっているような気がしますいかがでしょうか。

松崎主任 公衆用道路の部分は、市から購入予定とのことでした。

佐藤委員 宅地として勝部さん所有になるということですね。

松崎主任 そのとおりです。

佐藤委員 わかりました。

議 長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、それでは、議第230号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第230号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第231号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第232号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 議第231号について、ご説明いたします。
議案書は9～12ページ、説明資料は4～6ページ、参考資料は23～50ページになります。
今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が17件、賃貸借権の設定が3件、使用賃貸借権の設定が4件、合計24件提出されております。今月の説明案件は1件ございます。
なお、4月開催予定の第49回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に○印をつけております。今月からは3件を諮問する予定です。
それでは、個別の案件について、説明します。

議案書10ページの受付番号342番について説明します。説明資料の4～6ページをご覧ください。転用場所は、出雲西消防署の南約250mに位置する畑1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『一般住宅』です。転用面積、所要面積は579㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、市内に居住する個人です。この度、祖母の住居に隣接した申請地を取得し、居宅を建築する計画です。また、当該申請地の一部は約25年前から駐車場として利用しており、あわせて追認を受けるものです。資金計画につきましては、所要資金額2,850万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画です。

続いて、議第232号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は13ページ、参考資料は37～38ページになります。今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が1件提出されております。提出案件のうち説明基準に該当するものはありません。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が3件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請24件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第231号農地法第5条に規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第232号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって、議第231号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

また、議第 2 3 2 号を決定いたします。

議 長 次に、議第 2 3 3 号非農地証明について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主任 議第 2 3 3 号について、ご説明いたします。
議案書の 1 4 ページ及び説明資料の 7 ～ 1 4 ページをご覧ください。
今月は、4 件の申請がありました。
受付番号 3 1 番についてご説明いたします。申請地については議案 1 4 ページに載せております。また説明資料の 7 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 8 ページの現況写真をご確認ください。申請地は傾斜地であり山林に囲まれた日当たりの悪い農地であり、6 0 年以上耕作されず現在は竹が繁茂し山林となっています。現地確認は 3 月 9 日に原農業委員、飯塚推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

続いて、受付番号 3 2 番について説明いたします。申請地の詳細については議案に載せております。また説明資料の 9 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 1 0 ページの現況写真をご確認ください。申請地は傾斜地で山林に囲まれた農地であり、5 0 年以上耕作されず現在は山林となっています。また、今回申請地は相続登記が完了していないため、相続人の一人から申請されました。申請に際し、戸籍謄本等で真に権利を有することを確認するとともに同等の権利を持つ相続人に対し責任を負う旨の誓約書を提出していただきました。現地確認は 3 月 9 日に板垣農業委員、竹下推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

続いて、受付番号 3 3 番について説明いたします。申請地の詳細については議案に載せております。また説明資料の 1 1 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 1 2 ページの現況写真をご確認ください。申請地は傾斜地あり山林に隣接した農地であり、農地への道も山林化したため 5 0 年以上耕作されず現在は山林となっています。現地確認は 3 月 9 日に秦農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

最後に、受付番号 3 4 番について説明いたします。申請地の詳細については議案に載せております。また説明資料の 1 3 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 1 4 ページの現況写真をご確認ください。申請地は豪雨災害後に設置された砂防ダムの下に

ある不整形な農地であり、水はけが悪く農機具の搬入が難しいため10年以上耕作されず現在は原野となっています。現地確認は3月9日に高橋農業委員、今岡推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

よって、今月付議しました4案件は、いずれも非農地証明基準の「やむを得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議 長 担当農業委員から補足をお願いします。

原 委員 議席番号7番の原です。受付番号31番ですが、さきほど事務局が説明されたとおりです。現場はすでに林野化しておりまして非農地として認めざるを得ない状況でした。

板垣委員 議席番号22番の板垣です。受付番号32番ですが、さきほど事務局が説明されたとおりです。

秦 委員 議席番号1番の秦です。受付番号33番ですが、さきほど事務局が説明されたとおり、傾斜があつて下からは申請地に上がれず、上からは雑木が生い茂っており完全に山林化していましたので、とても農地として再生はできない状況でした。

高橋委員 議席番号21番の高橋です。受付番号34番ですが、39年に一回流された場所で現況は原野になっております。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第233号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第233号を承認いたします。

議長 次に、議第234号農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 議第234号について、ご説明いたします。

資料の1～3ページをご覧ください。

最初に農作業料金についてです。農作業料金につきましては、佐田地域、多伎地域及び湖陵地域の料金について、出雲市農業委員会で決定しております。

この令和2年度農作業料金案を作成するにあたり、佐田、多伎、湖陵で稲作を行っている認定農業者を対象に作業料金の実態調査を行いました。8者に依頼し、ひとつは実績なしとのことで7者の回答を得ました。その結果、一部に標準作業料金よりも高い料金あるほかは、おおむね標準作業料金より低い設定になっていました。

また出雲、平田、大社、斐川の各地域の決定機関に料金改定に関する検討状況を確認した結果、正式決定でない地域や状況が確認できなかった地域もありますが、おおむね消費税率が変わった部分のみの対応で、料金本体の改定は行わず令和元年度料金を据え置きとする考え方のようです。

これらを総合して判断し、令和2年度の料金につきましては、現在の料金を据え置きとし、佐田地域及び多伎地域については、トラクターによる耕うんが8,400円、トラクターによる代かきが8,900円、育苗17,500円、田植機による田植え作業が8,800円、コンバインによる刈取り作業が21,600円、もみ運搬は2,300円です。湖陵地域については、耕うん9,300円、代かき11,300円、育苗18,000円、田植え9,300円、そして刈取りにつきましては、湖陵地域はもみ運搬込みの料金で23,700円です。

次に、農業臨時雇用賃金についてでございます。

こちらも令和元年度と同額の1日8時間で8,000円、1時間あたり1,000円でございます。

なお、8時間を超える場合には25パーセント加算とします。この割増率も昨年と変更はありません。

この賃金は斐川地域を除く市内全域を適用範囲としております。

資料に、参考として各地域別の料金を掲載しています。

この農作業料金と農業臨時雇用賃金は、作業項目別に一定の条件に基づいた標準的料金、賃金を示すものです。個々の契約にあたっては、あくまで作

業条件などを勘案した双方の合意で決定していただくこととなります。

本件につきご承認をいただけましたら、令和2年4月1日からこの料金を適用することとし、農業者等から問い合わせがあった場合にはこの料金でご案内をまいります。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第234号農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって、議第234号を承認いたします。

議 長 次に、議第235号所有者等を確知できない農地の告示について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 議第235号について、ご説明いたします。

別冊議第234～236号の4ページからご覧ください。

農地法第30条に基づき毎年実施している農地利用状況調査において、遊休農地と判断された農地については、その農地の所有者等に利用意向調査を実施するよう農地法第32条第1項に規定されています。

しかしながら、令和元年度に実施した農地利用状況調査において遊休農地と判断された農地のうち、告示案の3筆については、相続登記がされていない等の理由のため、調査しても所有者等が確知できませんでした。

つきましては、これらの農地について、農地法第32条第3項の規定に基づき所有者等が確知することができない旨を告示いたします。

告示は、市役所東側の掲示板に掲載するとともに、出雲市のホームページにも掲載する予定です。

これらの農地の所有者等は、告示の日から起算して6か月以内に申出書及びその権原を証する書面を農業委員会事務局に提出していただきます。

申出された場合は、申出された農地の所有者等に改めて利用意向調査を実施することで農地の利用意向があった場合、当該農地の活用が可能になります。

また、申出されなかった農地については、当該農地の利用意向があった場合、農地法第41条の「所有者等を確認できない場合における農地の利用」の規定及び第39条第1項の「島根県知事が裁定を行うこと」に関する規定により、農地中間管理権を設定が可能となり当該農地の活用が可能となります。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号24番の江角です。確認できない農地ということですが、使える農地だった場合は農地中間管理権が設定可能になると思いますが、使えない農地であればそのままになると思います。そうした場合、その農地はどうなるのか。毎年、農地パトロールをしてまた同じことするのでしょうか。

今岡次長 おっしゃるとおり所有者等が確認できない農地として挙げさせてもらっているのは遊休農地として判断したところで、利用意向調査を行いたくても相手が見つからないものです。過去には隣接農地所有者の方が耕作をしたいということで農地中間管理を使って利用権設定ができたというところもありましたが、すべてがそのように解決できるわけではございません。毎年確認してもらおうようになりますが、農業委員会が探索できるのは、配偶者や所有者の子どもまでですので、相続人や関係者などの情報があれば提供いただき解決につなげたいと思っております。

江角委員 来年度の農地パトロールの結果が同じ状況だとすれば、同じように遊休農地として挙げ、また同じことを繰り返すのでしょうか。

今岡次長 全筆調査ですので毎年調査していただくことになります。

議長 なかなか作り手がいらないと思います。

議長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 他に質問がないようですので、それでは、議第235号所有者等を確認できない農地の告示について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって、議第 2 3 5 号を承認いたします。

議 長 次に、議第 2 3 6 号農地利用最適化推進委員の募集に係る区域及び人数について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡次長 議第 2 3 6 号について、ご説明いたします。

議案の 7～12 ページをご覧ください。現在の農地利用最適化推進委員の任期は、令和 2 年 9 月 21 日までです。新たな農地利用最適化推進委員の募集は、6 月に行う予定ですが、農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、農業委員会が農地利用最適化推進委員を募集する際には、区域等を定めて募集することとなっております。8 ページには、区域及び人数を載せており、9～12 ページには、出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱を載せております。この要綱の第 2 条の規定により、担当区域及び募集人員を載せておりますが、このとおり変更せずに募集したいとの提案です。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号 24 番の江角です。この議案に関しての質問ではございませんが、農業委員も含めた女性の登用についての課題があり、このまま推進されていくのかというと不十分と思っています。出雲市農業委員会は、これだけの大所帯で大きな組織ですが、女性委員が佐藤さん 1 名というのは寂しいのではないのかと思いますので、みなさんからいい提案があればお聞かせいただきたい。

議 長 県下の農業委員会でも出雲は非常に女性が少ない状況です。ぜひとも複数名の女性委員の確保をお願いしたいと思っています。一番の課題は女性をいかに増やしていくかということですが、女性割という枠がございませんので、選考段階でその辺が難しい。これは我々の問題ですので、事務局はどうこう言えない立場です。何かご意見はございませんでしょうか。

大梶委員 議席番号 2 番の大梶です。市内にも多くの女性組織があると思います。その組織から推薦というのが可能だと思いますので、組織から推薦されるのがいいのではないのでしょうか。我々としては、そういった段取りができるような手立てができればと思います。

原 委員 現在の農地利用最適化推進委員は77人ですが、条例定数では100人以内されています。わたしの地域では、農地利用最適化推進委員を1人増やしてほしいとの要望がありますが、これは77人で決定でしょうか。

今岡次長 77人となった経過についてご説明いたします。農業委員会法が改正になり、現在の農業委員と農地利用最適化推進委員の体制になりました。100人以内という条例上の規定については、100ヘクタールにつき1名と法令上に書かれているため、最大の数字となっております。農業委員会としてそれだけの人数が必要かということで、各地域で応募人数を審議・決定していただき、前回は募集しました。当時は、出雲市農業委員会と斐川町農業委員会という2つの組織で同じような内容で募集し、新たな農業委員会ができたところで、現在の要綱を定めております。平成29年9月26日、初回の農業委員会総会で決定・施行となり、77人が決定しております。

常松局長 さきほど経過をご説明しましたがよろしいでしょうか。この件に関しては、先般の運営委員会で区域の人数について審議していただきまして、それぞれ委員さんにお話しされていると思います。前回は、適正な人数配分がどれほどかという物差しで測れない部分もありましたが、これでなんとかできるのではないかとということで今の人数となっております。100人以下という条例はありますが、活動ができる人数ということで決まったものです。その後、各地域でいろいろな状況変化があれば、もちろん増やさないといけないですし、一方で農地がなくなるといふことであれば、逆に減らすことも考えられます。人数が多ければいいというものではございませんし、やはりそれは適正な人数が地域で判断されての決定ですので、農地の状況や相談の量などをお聞かせいただきながら、全体の中で調整というようにさせていただきたいと思います。

議 長 さきほど話がありましたとおり、77人については、ある程度各委員からある地区に必要ということから出した人数でございます。先日の運営委員会でもいろいろ話をしましたが、これ以上人数を増やすのはどうか、区域を分けるのはどうかという話もありました。みなさんのご意見をいただいたうえで、従来どおりでいくのか、多少変更するのか、また、女性委員をなんとかしたいという話もありますので、何かご意見はありませんでしょうか。

佐藤委員 議席番号18番の佐藤です。わたしも女性の団体から推薦してもらうのは

いいと思います。実は、農業委員になってから女性の団体の方に「農業委員を知っている？」と聞いてみたら誰も知らなかった。ある男性からは「農業委員とはその地域の有力者になるのに何故あなたがなったのか？」と聞かれたこともある。わたしは知らないうちに、議会で決定したからやってくさいという程度でお願いされ、そのときは農業委員がどういうことをするのか知らなかった。団体の方に女性を推薦してくださいとお願いしても、おそらく団体の人は農業委員のことを知らないと思うので、誰か推薦してもらうのではなくて、まず、農業委員はこんなことをするのだよとか、もっと知ってもらうことが大切だと思います。女性もあちこち出かけて行き、物事を決定する場に居ないといけないと思うので、何をしているかもっと知ってもらう手段とか機会とかを増やして、これから女性が多くなって欲しいと思います。

江角委員 団体や女性の方にとって農業委員の理解度がゼロであれば、農業委員について理解していただく場を設けるとか、出来ることから始めていかないといけないではないか。このまま何もせずにといたら同じことの繰り返しになる。今回何かをやって効果が出るかわからないが、1人でも2人でもそういう立場の人に周知し、理解してもらう努力が必要ではないでしょうか。

勝部委員 議席番号23番の勝部です。委員の募集期間が6月となっているので、それまでに運営委員会で話を詰めていただいたらいいのではないのでしょうか。
人数は
100人以内で承認をとっておき、あとは運営委員会で環境を整えたうえで募集をしたらどうか。この問題をこの場で決めるのは難しいと思います。

竹内委員 議席番号3番の竹内です。どこの団体にも母体があると思いますので、その母体に女性の推薦をお願いしてはどうでしょうか。

江角委員 佐藤委員の話を聞く限りでは、いきなり母体をお願いに行ったとしても、農業委員とは何をするものですかという話になると思う。果たして、初めてのころの佐藤委員のような女性委員を何人も作るのがいいかどうか。団体の方の理解を求めるために4～5月頃に計画的に話を聞いてもらってはどうかと勝部委員が言われたのではないかなと思います。

小村委員 議席番号15番の小村です。委員の数は、現在77人ですが、上限100人となっています。予算とかいろいろなことを加味したうえで、何人までだったら増やせるのでしょうか。女性委員は各地区から出してもらうとしても、

例えば同じ地区から女性の方が追加で出せますよという話にはなれば、別枠で女性に参加してもらえないのでしょうか。

常松局長

女性の登用、参画については、過去から大きな課題となっております。しかし、委員の増員については、細かいことを言いますと予算的には厳しいです。ただし、各地域でどれほどの人数が必要かというのは、やはり実態をつかまないと人数が確定できないのではないかと考えています。さきほど運営委員会での議論の話がありましたが、やはり地域それぞれの実態を運営委員会で把握していただき、挑戦したい女性の方がおられるという情報があつたうえでさらに追加ということになるかと思います。我々としてもぜひとも女性の方や青年層の方を委員に参画してもらいたい強い思いがあります。会長のご意見はまだ聞いておりませんが、運営委員会を再度開催し、すぐに77人を100人に増やすというのは現時点では難しいです。このテーマについては、将来に向けてじっくりと話をすべきではないかと思っています。加えてですが、佐藤委員からご意見をもらいましたが、農業委員というものがなかなか認知をされていない実態があります。過去には広報を全戸配布していた経過もありますが、現在では、市民要望や経費削減などを理由として広報紙にまとめた結果、埋もれてしまっている実態もあります。市民に浸透させることができる周知方法については、みなさんのお知恵をお借りしながら事務局としても力を入れていきたいと考えております。また、女性の登用が叫ばれておりますが、一方では、昔から残っている地元の選出ルールがある限り解決しないのが実態だと思います。みなさんは立場上申しあげにくいかもしれませんが、女性登用のために地元に戻られて根本的な選出ルールから見直してもよいのではないかと声をあげていただき、少しでも改善ができるように我々も一緒に取り組んでいけたらと考えておりますので、ご検討くださいますようお願いいたします。では、会長にお返しいたします。

議長

運営委員会でも検討しましたが、人数はこれまでどおり、また、区域割についてもこれまでどおりでいいのではないかとの話になりました。みなさんいろいろご意見はあろうかと思いますが、現状ということではいかがでしょうか。議第236号農地利用最適化推進委員の募集に係る区域及び人数について、承認される方の挙手を求めます。

議長

挙手全員と認めます。

よって、議第236号を承認いたします。

議長 次に、議第237号特定農地貸付けの承認について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

加納センター長 議第237号について、ご説明いたします。

特定農地貸付けの承認申請書の提出がありましたので、これについてご説明させていただきます。令和2年3月18日に農業委員会会長あてに申請者から申請がありました。これは、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づくものでございまして、それに付随する書類が貸付規定、貸付協定書、農地の位置及び付近の状況を表示する図面の提出がありました。令和2年3月18日に市と申請者で協定を締結しております。外国人向け市民農園事業計画書に概略をまとめております。市民農園開設申出者は、

です。この団体は、令和2年2月に任意組織を設立され、当初会員は8名です。農園の位置は、資料のとおり斐川町神氷の5筆、面積合計2,681㎡、現況地目はいずれも田です。付近には、新川道りの出西の飛行場跡地、村田製作所、斐川西工業団地があります。土地所有者は、

です。
農園名称は、ひかわ国際交流農園です。貸付期間は、それぞれの貸付希望者に1年で契約し、5年を超えない期間で更新をします。区画面積・区画数は、45㎡で29区画です。利用料は、加入時に1,000円、1区画あたりの年間15,000円です。この年間利用料には、年2回開催されるアグリスクール栽培講習会費を含んでいます。利用料支払方法は、指定期日までに当該年度分を一括して前納とし、募集方法・期間は、チラシ掲示等による一般公募とし、事業の性質上、外国人を優先します。募集期間は、随時募集とします。申込方法は、所定の申込書により開設主体へ申し込みとします。応募資格は、出雲市に住所を有する者、選考・通知方法は、外国人を優先し、申し込み多数の場合は、抽選により借受者を決定します。借受者を決定した場合は、使用許可通知書により通知します。管理者は、開設者本人です。農園施設としましては、区画の標識・看板、農機具収納施設、簡易トイレがあります。開設予定日は、令和2年9月中です。

説明は以上です。

江角委員 議席番号24番の江角です。申請者は何名で組織されているのでしょうか。今後は申請者の構成員一覧を添付してもらいたい。どういうメンバー構成で会長はどういう立場の人なのでしょうか。

陰山補佐 会長は、斐川地域で花や青ネギ、白ネギを栽培しておられる認定農業者の方です。会員は8名おられまして、副会長は[REDACTED]
[REDACTED]事務局長は[REDACTED]という役員体制となっており、ブラジル人の方も1名入っておられます。

河原委員 申請地は、報第101号で解約されている。農地法の申請者としては、この申請者ではなく、[REDACTED]ではないか。

今岡次長 報第101号では、[REDACTED]が借りておられた契約が合意解約されたということで報告させていただいております。また、市民農園の開設についてはこの2人の農地所有者から市が借り、それを申請者に貸し、そこが市民農園を開設するという流れです。

議 長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他にご質問がないようですので、それでは、議第237号特定農地貸付けの承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第237号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 4 時

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

常松事務局長、今岡次長、松崎主任、吉川主任、西村主任、大野主事

農業振興課

農地利用調整係 佐藤係長

農業支援センター

加納センター長

斐川農業事務所

陰山課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員